

| | | | |
|---|----------------------|-----|-----------------|
| 判決年月日 | 平成 19 年 11 月 28 日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第 3 部 |
| 事件番号 | 平成 19 年（行ケ）第 10172 号 | | |
| <p> 称呼・觀念・外觀及び取引の実情を考慮すると、デザイン化された「Shoop」の文字からなる本件商標は、その指定商品中「セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽及びこれらの類似商品」に使用された場合に、需要者間に広く認識されている引用商標「CHOOP」（広告宣伝及び使用の結果、「シュープ」の称呼が生じ得るが、同称呼はあらゆる需要者層において広く認識されていたとまではいえない。）とは、異なる印象、記憶、連想等を需要者に与えるものと認められ、商品の出所につき誤認混同を生じるおそれはないから、両商標は類似しないとされるとともに、無効審判請求書における「請求の趣旨」に、登録を無効とすることを求める指定商品等として、「・・・類似商品」、「・・・類似役務」など、その範囲が不明確な記載をすることは許されない旨の説示がされた事例。 </p> | | | |

（関連条文）商標法 4 条 1 項 1 0 号

本件は、下記構成よりなり、指定商品を第 2 5 類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」とする、X（原告・被請求人）の登録商標（平成 1 6 年 7 月 1 2 日登録出願、平成 1 7 年 1 月 1 4 日設定登録。以下「本件商標」という。）について、その指定商品中「セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽及びこれらの類似商品」についての登録を無効とした審決の取消訴訟である。

（本件商標の構成）

特許庁は、本件商標は、Y（被告・請求人）の業務に係る商品を表示するものとして、「シュープ」の称呼をもって、取引者、需要者間に広く認識されている商標である「CHOOP」（以下「引用商標」という。）と、「シュープ」の称呼を共通にする類似の商標であり、本件商標の指定商品中の「セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽及びこれらの類似商品」は、被告が引用商標を付して使用する商品「キッズウェア、パジャマ、レディスカジュアルウェア」等と同一又は類似の商品であるから、本件商標は、上記指定商品につき、商標法（以下「法」という。）4 条 1 項 1 0 号に違反して登録されたものであって、法 4 6 条 1 項の規定により、その指定商品中「セーター類、ワイシャツ

類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽及びこれらの類似商品」についての登録を無効とする審決をした。

Xは，審決は，引用商標の周知性の認定を誤った違法（取消事由1），本件商標と引用商標の類否判断を誤った違法（取消事由2）があるから，取り消されるべきであると主張した。

本判決は，以下のとおり判示して，審決が，引用商標について法4条1項10号所定の「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」に該当すると認定判断した点には誤りはないものの（ただし，引用商標において「シューブ」の称呼が生じ得ることは認められるが，同称呼が，あらゆる需要者層において，広く認識されていたとまで認めることはできない。），審決が，本件商標と引用商標とは類似するとした認定判断には誤りがあるとして，審決は取り消すべきものであると判断するとともに，被告の審判請求が，本件商標の指定商品中「これらの類似商品」についての登録を無効とすることを含むものであり，審判の対象・範囲，無効審決の効力の及ぶ指定商品の範囲が曖昧であるにもかかわらず，審判手続の過程で適切な措置が採られず，「これらの類似商品」を含めて無効審決がされた点において，手続等に違法があると説示した。

「被告又はそのライセンシーの使用に係る引用商標は，本件商標の出願前から，主として「ティーン世代の少女層向けの可愛いカジュアルファッション」に関心を抱く需要者層をターゲットに，雑誌，テレビ，業界誌等において広告宣伝されるとともに，雑貨小物，キッズウェア，パジャマ，レディスカジュアルウェアなどの商品に幅広く使用されてきたということが出来るから，引用商標は，遅くとも本件商標の出願時には，既に被告の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたと認めるのが相当である。しかし，後記・・・のとおり，引用商標において「シューブ」の称呼が生じ得ることは認められるが，同称呼が，あらゆる需要者層において，広く認識されていたとまで認めることはできない。審決の認定は，「シューブ」の称呼が周知であるとした点を除き，その余の点において誤りはない。」

「原告は，本件商標は，その出願時及び査定時において，原告の業務に係る被服やファッション関連商品を表示するものとして，また，B系ファッションブランドとして，高い周知性を獲得しており，これに接する取引者，需要者が，原告に係る業務を想起し，認識するものであって，引用商標を上回る周知性を獲得していたというべきである旨主張する。しかし，法4条1項10号の規定にいう周知商標の使用が複数存在する場合には，出願時を基準として，いずれの使用者も商標登録を受けることができないと解すべきであり（平成3年法律第65号附則5条2項参照），本件商標が引用商標の周知性を上回るものであったとしても，そのことが審決の結論を左右するものではないから，原告の上記主張は審決を取り消すべき理由に当たらない。」

「法4条1項10号における商標の類否は、法4条1項11号の場合と同様に、対比される両商標が同一又は類似の商品・役務に使用された場合に、商品・役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであり、誤認混同を生ずるおそれがあるか否かは、そのような商品・役務に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者及び需要者に与える印象、記憶、連想等を考察するとともに、その商品・役務の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に照らし、その商品・役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断すべきものと解される（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）。」

「本件商標は、「Shoop」の文字を構成とするものであるから、最も自然な「シュープ」の称呼を生ずるものと認められる。他方、引用商標は、前記・・・のとおり、「シュープ」の文字を併記し、また「シュープ」の音声を用いた広告宣伝活動の結果、引用商標から「シュープ」の称呼が生じ得ることが認定できる・・・しかし、引用商標は、「CHOO P」の文字を構成とするものであり、自然な称呼は、「チューブ」あるいは「チョープ」であることに照らすならば、確かに、被告が広告宣伝を行ってきた「ティーン世代の少女層向けの可愛いカジュアルファッション」に関心を抱く需要者層に対しては、「シュープ」の称呼を想起させるものといえるが、それ以外の一般消費者に対して、「シュープ」の称呼を想起させるものとはいえないというべきである。したがって、引用商標において、「シュープ」の称呼が、あらゆる需要者層において、広く認識されていたとまで認めることはできない。・・・本件商標を構成する「Shoop」の文字部分は、少なくとも、いわゆるブラックミュージックの愛好者の間では、「タメ息の音」を意味する俗語として認識されているが、必ずしも一般的な観念が生じるとまでは認定できず、他方、引用商標の構成中の「CHOO P」の文字部分も、一般的な観念は生じないので、観念における対比をすることができない。本件商標を構成する「Shoop」の文字部分がデザイン化されていることに加え、同文字部分と引用商標の構成中の「CHOO P」の文字部分は、先頭文字が「S」と「C」との点で異なり、前者は後続する「hoo p」が小文字で表記されているのに対して、後者は後続する「HOOP」が大文字で表記されている点において異なる点で、本件商標と引用商標はその外観において相違する。・・・引用商標は、・・・アメリカ生まれの元気なブランド、あるいはおしゃれでキュートなブランドというコンセプトの下、ティーン世代の少女層をターゲットとして、被告による引用商標の使用（被告のライセンサーによる使用を含む。）及び広告宣伝活動が継続された結果、本件商標の出願時及び査定時には、「ティーン世代の少女層向けの可愛いカジュアルファッションブランド」を想起させるものとして、需要者層を開拓していたものと認められる。・・・他方、・・・B系ファッションを対象とするブランドというコンセプトの下、セクシーさを趣向するものとして、20代から30代の成熟した女性層やいわゆるクラブにおけるダン

ス愛好者をターゲットとして、原告による本件商標の使用及び広告宣伝活動が継続された結果、本件商標の出願時及び査定時には、本件商標を構成する「Shoop」の欧文字は、「セクシーなB系ファッションブランド」を想起させるものとして、需要者層を開拓していたものと認められる。・・・また、引用商標の使用された商品に関心を示す、「ティーン世代の少女層向けの可愛いカジュアルファッション」を好む需要者層と、本件商標の使用された商品に関心を示す、いわゆる「セクシーなB系ファッション」を好む需要者層とは、被服の趣向（好み、テイスト）や動機（着用目的、着用場所等）において相違することが認められる。・・・以上によれば、引用商標から、「シューブ」の称呼が生じる旨認識している需要者は、被告が広告宣伝を行ってきた「ティーン世代の少女層向けの可愛いカジュアルファッション」に関心を抱く需要者層であって、本件商標が使用された商品に関心を抱く「セクシーなB系ファッション」の需要者層やそれ以外の一般消費者ではないといえる。結局、被告が広告宣伝を行ってきた需要者層以外の消費者については、引用商標から「シューブ」の称呼が生じると認識することはなく、上記認定した取引の実情等を総合すれば、称呼を共通にすることによる混同は生じないといえることができる。その他、本件商標と引用商標とは、観念においては対比できないものの、外観においては相違する。そうすると、本件商標は、その指定商品中「セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽及びこれらの類似商品」に使用された場合、引用商標とは異なる印象、記憶、連想等を需要者に与えるものと認められ、商品の出所につき誤認混同を生じるおそれはないというべきである。」

「無効審判請求における「請求の趣旨」は、審判における審理の対象・範囲を画し、被請求人における防御の要否の判断・防御の準備の機会を保障し、無効審決が確定した場合における登録商標の効力の及ぶ指定商品等の範囲を決定するものであるから、その記載は、客観的かつ明確なものであることを要するというべきである。・・・したがって、「請求の趣旨」に、登録を無効とすることを求める指定商品等として、「・・・類似商品」、「・・・類似役務」など、その範囲が不明確な記載をすることは、請求として特定を欠くものであって、許されないというべきである。したがって、被告による本件商標に対する無効審判の請求のうち、指定商品中「これらの類似商品」に係る部分は、審判の対象・範囲が不明確であるとともに、無効審決が確定した場合において登録商標の効力の及ぶ指定商品の範囲を曖昧にするものであるから、適法な審判請求とは認められない。よって、審決中、本件商標の指定商品のうち「これらの類似商品」についての登録を無効とする部分は、審決の内容のみならず、審判手続の面からも違法といえる。・・・本件商標の無効審判を審理する審判体としては、実質的な審理を開始するに先だって、まず、釈明権を行使するか、補正の可否を検討する等の適宜の措置を採るべきであり、そのような措置を採ることなく、漫然と手続を進行させた審判手続のあり方は妥当を欠く点があったというべきである。」